羽島市感震ブレーカーの普及推進に関する計画

令和８年１１月２日

（目的）

第１　大規模地震時には、住民等が避難を要することにより、火災の発見、通報、初期段階での消火が遅れ、又は災害の同時発生により、消防力が不足し、水道管の破断等により消防水利が確保できないなど、消火活動が困難な状況となり、特に木造密集市街地等では大規模な火災につながるおそれがある。近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生しており、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及を推進することが必要である。

このような観点から、防災基本計画において、感震ブレーカーの普及が位置づけられたところであり、その実効性を確保するため、本計画において地域の実情に即した形での体制作り等、感震ブレーカーの普及推進について具体的な取組内容を定める。

（普及推進に向けた取組の進め方）

第２　感震ブレーカーの普及推進にあたって、主な取組の流れは以下のとおりである。各地域の火災予防及び地震対策の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及推進における主な関係者との協働体制を構築するとともに、本市の実情に即して必要な取組を進めるものとする。

＜感震ブレーカーの普及推進の取組＞

○感震ブレーカーに関する広報啓発

○感震ブレーカーの普及推進体制の構築

○重点エリア等の設定

○感震ブレーカーの設置状況の把握等

○感震ブレーカーの設置に係る支援等

（取組の具体的な内容）

第３　感震ブレーカーに関する広報啓発として、地震火災の予防の観点から、感震ブレーカーについて、住民の理解を促進し、円滑な普及推進を図るため、関係者と連携し、幅広く普及啓発を行う。

２　感震ブレーカーの普及推進体制の構築として、下記の関係者と連携し、感震ブレーカーの普及を推進する。

関係者	役　割	具体的な取組内容
予防課	感震ブレーカー普及のとりまとめを担うほか、関係団体と連携を図り、感震ブレーカーの普及を図る。	○住宅防火の取組と合わせた広報啓発 ○火災予防運動等のイベントを通じた広報等
危機管理課	出前講座等を通じて感震ブレーカーの普及啓発を行う。	○出前講座等での周知
市民協働課	自治会への情報提供を支援する。	○自治会回覧による広報
福祉課	普及啓発について、民生委員への協力依頼及び委員活動への支援を行う。	○民生委員の訪問活動を通じた周知
高齢福祉課	介護保険の包括的支援機関と連携し、高齢者に対し広報を実施する。	○地域包括支援センターへの広報依頼
学校教育課	防災教育の充実を図ることのひとつとして、命を守る訓練の際には、地震火災の危険性や地震火災対策である感震ブレーカーの有効性を周知する。	○命を守る訓練の際に地震火災対策についての周知 ○授業参観日等を利用した保護者への広報

消防総務課	火災予防啓発消防団員が感震ブレーカー普及を推進する。	○火災予防広報時に感震ブレーカー普及啓発を実施
消防署	感震ブレーカーに関する広報啓発を行う。	○イベント、SNS 等での広報啓発
全建総連岐阜建設労働組合県本部	新築及び既存住宅の修繕等の機会を捉え、顧客に対し新築住宅には分電盤タイプ（内蔵型)、既存住宅には分電盤タイプ（後付型）の普及啓発を実施。 住宅展示場等で、映像やチラシ、モデルハウスを活用し、感震ブレーカーの効果等を周知。	○イベント等を利用した広報 ○新築、修繕の相談時の広報
市内販売店	顧客に対し、分電盤タイプなどの感震ブレーカーについて紹介する。	○感震ブレーカーの取扱製品の紹介
その他	上記以外にも各地域に繋がりのある団体、事業者と連携し普及推進を図る。	○広報活動 ○取付支援等

3　重点エリア等の設定として、竹鼻町及び江吉良町地内の市街地においては、木造家屋が密集している場所があり、地震時には火災の同時多発や、消防力の劣勢、水利の使用不可、道路通行障害等により、消火困難となり、大規模火災に至る場合があるため、当該地域を重点エリアとする。

4　感震ブレーカーの設置状況の把握等として、管内における感震ブレーカーの設置状況を把握する。設置状況の把握は定期（年に１度）に行う。

また、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の見直し等を行う。

5　感震ブレーカーの設置に係る支援等については、認知度向上の推移を注視しながら検討する。

広報啓発のポイント

1　大規模地震時の火災の危険性

⑴　大規模地震時に火災が発生した場合、速やかに消火活動を行うことが困難となることから、延焼火災につながる危険性が高く、広範囲にわたる地域が焼失する可能性がある。

⑵　阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、地震による火災の半数以上を電気に起因する火災が占めており、地震による停電後の不在時に通電した際、火災が発生した例もある。特に木造密集市街地等の延焼火災の可能性が高い地域においては、火災の危険性が特に高い。

2　感震ブレーカーの設置など地震火災への対策

地震火災対策として、住まいの耐震化、家具の転倒防止対策、燃えやすい物を燃焼器具の近くに置かない等様々な方法があり、その中の一つとして感震ブレーカーがある。

⑴　感震ブレーカーの設置
⑵　住宅の耐震化
⑶　家具の転倒防止措置
⑷　身の回りの整理整頓
⑸　住宅用消火器の設置
⑹　住宅用火災警報器の設置・維持管理
⑺　電気の遮断（避難時にブレーカーを落とす等）
⑻　周辺機器（電気器具、暖房器具等）の異常確認
⑼　自主防災組織等や訓練への参加

3　大規模地震時の電気火災のメカニズム

⑴　電気火災の出火元として、電熱器具、電気機器、電気配線及び配線器具などが考えられる。

⑵　過去の大規模地震では、電気が出火原因とされる火災は半数以上を占めており、具体的には、電熱器具や電気機器などが地震により散乱物等の可燃物に接触して出火する場合や、電源コードや電気配線が損傷、短絡しアーク放電が発生し通電火災となる場合がある。

4　感震ブレーカーの設置による地震火災の防止効果

地震時の電気火災の主なケースとして、在宅時に揺れが発生し、使用中の電熱器具等の転倒や可燃物の接触等により出火するケースや、地震直後に停

電し、電熱器具等の転倒、損傷や使用の状況を確認できないまま避難し、その後電気が復旧したことにより可燃物の接触等により出火するケースなどがある。

地震時の電気火災の発生を抑制するためには、避難時にブレーカーを落とすなど電気を遮断することが有効であるが、大規模地震における避難時は緊迫した状況であり、ブレーカーを自ら落とすという行動が困難な場合がある。避難行動要支援者等において、分電盤のブレーカーを落とすことが困難な場合や、外出時に地震が発生した際などは、電気を遮断できない状況が起こりうる。

感震ブレーカーは一定の震度において、自動的に電源を遮断できる装置であり、地震時の電気火災の抑制に効果的である。

5　感震ブレーカーのタイプと特徴、各戸の状況に応じて選ぶ際のポイント

⑴　感震ブレーカーには、分電盤の主ブレーカーを落とすものやコンセントから先の電気器具を対象に電気を遮断するものがある。

感震ブレーカーのタイプ	特　徴
分電盤タイプ	○新築時に設置するか、分電盤の交換等の際に設置することが可能 。 ○既存の分電盤の内部や隣に後付けできるものもある。 ○感震機能、通電遮断の安定性が高い。 ○避難時間を確保するための機能を持つものもある。
簡易タイプ	○既存のブレーカーに対して追加設置が可能だが、形状により取付け困難な場合がある ○比較的低コストで設置でき、多くの家庭での設置が期待できる。 ○重りを落下させるものは、設置方法により通電遮断の作動精度が低下するおそれがある。
コンセントタイプ	○アース付きのコンセントに挿すことで、住宅全体の電力を一括で遮断する機能を持つものもある。 ○作動時に未設置のコンセントへの通電を確保することができる。 ○コンセント以外の配線、屋内配線及び未設置のコンセントでは火災発生を防げないものもある。

⑵　感震ブレーカーを設置する際は、それぞれのタイプの特徴を理解したうえで、各戸の状況に合わせ設置することが重要である。また、太陽光発電設備や蓄電池設備を設置している住宅については、接続方法によっ

て、感震ブレーカーが作動しブレーカーからの電源が遮断されても電気を遮断できない場合があるため、事前に確認が必要である。

⑶　感震ブレーカーの種別に応じた特性等を踏まえ、新築住宅に対しては分電盤タイプ（内蔵型)、既存住宅に対しては修繕の機会等を捉えて分電盤タイプ（後付型）の設置を進めるとともに、木造密集市街地等においては、必要に応じて簡易タイプやコンセントタイプも活用しながら速やかに設置を進めることが円滑に普及を図る観点等から重要である。

6　感震ブレーカー作動時の留意点

感震ブレーカーが作動した場合、強制的に停電状態となることから、夜間に地震が発生した場合等に備えて、懐中電灯や停電時に点灯する電灯設備等を準備することや、在宅医療用機器等を使用している場合は、予備のバッテリーや家庭用発電機等を備える必要がある。

電気の復旧前に、周囲の整理整頓を行い、電気機器等の本体、配線及びプラグに損傷がないか確認し復旧を行う。復旧後も発煙、異臭等の異常が無いことを確認して使用するとともに、異常があった際は直ちに使用を止めプラグをコンセントから外す。

建物に損傷が見られる場合は、電気の復旧をせず、電気工事事業者等に点検を依頼する。